

令和4年和泉市議会第3回定例会議案書（条例案）目次

種別及び番号	件名	摘要
議案第51号	和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 2
議案第56号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 11
議案第57号	和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について	P. 21

議案第 51 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

人事院勧告を受け、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年和泉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつて</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）非常勤職員。ただし、次のいずれかに該当する者及び和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成31年和泉市条例第3号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>（ア）略</p> <p>（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の3の規定に該当する場合にあつては、<u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更</p>

新	旧
<p>は当該期間内の末日から6月を経過する日、第2条の3の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が次条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p>

新	旧
<p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げ</u></p>	<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている者であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し</u></p>

新	旧
<p><u>る場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相</u></p>	<p><u>てする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する<u>とき</u> 当該子の1歳6か月到達日</u></p>

新	旧
<p><u>当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6</p>	<p>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6</p>

新	旧
<p>か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>	<p>か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u>であつて、次の各号のいずれにも該当する<u>ときとする。</u></p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</u> <u>第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>

新	旧
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5)、(6)略</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)</u></p> <p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p><u>(5)育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>(6)、(7)略</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>

新	旧
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第8条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の和泉市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号及び第8条の3第6号の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 56 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定等に係る手数料の額を規定するほか、生じた項ずれ等に係る規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和31年和泉市条例第36号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧		
（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（17）略 （17）の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。） <u>第5条第1項から第7項までの規定による認定申請</u> 次に定める額の合計額 ア～エ 略 （17）の3～（42）略 2～5 略 別表第2の2（第2条関係）			（種類及び金額） 第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 （1）～（17）略 （17）の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。） <u>第5条第1項から第5項までの規定による認定申請</u> 次に定める額の合計額 ア～エ 略 （17）の3～（42）略 2～5 略 別表第2の2（第2条関係）		
項	区分	手数料の額	項	区分	手数料の額
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成15年法律第123号。以下この号において「法」という。） <u>第5条第1項から第7項までの規定による認定申請</u> 新築基準が適用される住宅（既存の住宅）	略	1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成15年法律第123号。以下この号において「法」という。） <u>第5条第1項から第5項までの規定による認定申請</u> 新築基準が適用される住宅	略

新				旧				
	進等に関する法律 (平成11年法律第 81号。以下この表 及び別表第2の6に おいて「品確法」と いう。)第6条の2 第5項に規定する確 認書又は住宅性能評 価書が交付された一 戸建ての住宅又は併 用住宅に係るもの	を除く。以下この表及び別表第2の6に おいて同じ。)			進等に関する法律 (平成11年法律第 81号。以下この表 及び別表第2の6に おいて「品確法」と いう。)第6条の2 第5項に規定する確 認書又は住宅性能評 価書が交付された一 戸建ての住宅又は併 用住宅に係るもの			
		増改築基準が適用される住宅又は新築 基準が適用される既存の住宅	略			増改築基準が適用される住宅	略	
2	品確法第6条の2第 5項に規定する確認 書又は住宅性能評価 書が交付された共同 住宅等(併用住宅を 除く。以下この表及 び別表第2の6にお いて同じ。)に係る もの	床面積の合計が5 00平方メートル 以下のもの	略	略	品確法第6条の2第 5項に規定する確認 書又は住宅性能評価 書が交付された共同 住宅等(併用住宅を 除く。以下この表及 び別表第2の6にお いて同じ。)に係る もの	床面積の合計が5 00平方メートル 以下のもの	略	略
		床面積の合計が5 00平方メートル を超え1,000平 方メートル以下の	略	略		床面積の合計が5 00平方メートル を超え1,000平 方メートル以下の	略	略
			増改築基準が適用 される住宅又は新 築基準が適用され る既存の住宅	略			増改築基準が適用 される住宅	略
			増改築基準が適用 される住宅又は新 築基準が適用され	略			増改築基準が適用 される住宅	略

新				旧			
	もの	<u>る既存の住宅</u>			もの		
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	略		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略	略
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	略		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	略
	床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅	略

新				旧							
			る既存の住宅								
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	略		3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	略					
		増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅				増改築基準が適用される住宅	略				
4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	略		4	その他の共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	略			
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略				増改築基準が適用される住宅	略		
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略		増改築基準が適用される住宅	略
			増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略				増改築基準が適用される住宅	略		
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略		増改築基準が適用される住宅	略				
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略		増改築基準が適用される住宅	略						
		床面積の合計が3,	略			床面積の合計が3,	略				

新				旧					
		000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略			000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略				床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略			床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅	略

備考 略

別表第2の6 (第2条関係)

項	区分	手数料の額
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書	略
	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略

備考 略

別表第2の6 (第2条関係)

項	区分	手数料の額
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書	略
	増改築基準が適用される住宅	略

新				旧			
	書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの				書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	床面積の合計が500平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅			床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	略 増改築基準が適用される住宅
		床面積の合計が3,000平方メートル	略 増改築基準が適用			床面積の合計が3,000平方メートル	略 増改築基準が適用

新				旧				
		ルを超え5,000平方メートル以下のもの	される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅			ルを超え5,000平方メートル以下のもの	される住宅	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	略	
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅			略	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	略			床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	略	
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	略	略	3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの	略	略	
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更	略			長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更	略	
4	その他の共同住宅等	床面積の合計が5	略	4	その他の共同住宅等	床面積の合計が5	略	

新				旧				
	に係るもの	00平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略	に係るもの	00平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	略	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略			床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	略	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	略			床面積の合計が10,000平方メートル以上のもの	略	

新				旧					
		000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅又は新築基準が適用される既存の住宅	略			000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	略
		床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	略	略			床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの	略	略
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更	略	略			長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更	略	略

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 57 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

黒鳥山公園の自動車駐車場について、公園整備の進捗に伴い、利用促進を図るために通常期間の無料時間を拡大するとともに、使用状況に鑑み、混雑回避のために特別期間の使用料を見直すほか所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市都市公園条例（昭和60年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新					旧				
別表第4（第12条関係）					別表第4（第12条関係）				
公園名	有料公園施設	区分	単位	金額	公園名	有料公園施設	区分	単位	金額
黒鳥山公園	自動車駐車場	午前6時から 午後10時まで	2時間未満(特別期間にあつては、1時間未満)	無料	黒鳥山公園	自動車駐車場	午前5時から 午後10時まで	1時間未満	無料
			以後 <u>30分</u> までごとに	100円(特別期間にあつては、 <u>150円</u>)				以後 <u>1時間</u> までごとに	100円(特別期間にあつては、 <u>200円</u>)
		午後10時から翌日の午前6時まで	1回	1,000円	午後10時から翌日の午前5時まで	1回	1,000円		
備考					備考				
1 略					1 略				
2 午後10時から翌日の午前6時までの区分を超えて引き続き駐車する場合					2 午後10時から翌日の午前5時までの区分を超えて引き続き駐車する場合				

新	旧
における午前6時以降の金額は、この表の規定にかかわらず、 <u>30分</u> までごとに100円（特別期間にあつては、 <u>150円</u> ）とする。	における午前5時から1時間未満の金額は、この表の規定にかかわらず、100円（特別期間にあつては、 <u>200円</u> ）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に有料公園施設の利用を開始し、この条例の施行の日以後に利用を終了した場合における使用料の額は、この条例による改正後の和泉市都市公園条例の規定により、算定する。